

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年11月7日(水)午前9時00分から午前10時35分

2. 開催場所 役場1階第2会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	有賀 勝英
会長職務代理者	2番	宮原 光平
委員	3番	原 美子
	4番	宮澤 依子
	5番	中村 良治
	6番	小島 敏雄
	7番	新村 幸子
推進委員		中村 脩司
		小澤 清之
		中條 清春
		栗林 秀樹
		福島 正一郎
		漆戸 裕司
		古村 孝

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 非農地の承認について

議案第4号 下限面積の設定について

議案第5号 地籍調査における地目認定について

報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 唐澤 武志
書記 役場産業振興課農政係係員 横内 優子

8. 会議の概要

(開会)

<宮原職務代理>

あらためておはようございます。今日は立冬ということですが、11月になると秋が進んだような感じを受けてきたわけでありまして。11月度の農業委員総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

(会長あいさつ)

<有賀会長>

どうもおはようございます。天気も良くて農作業も一段落というところだと思いますけれど、今年はちょっと雨が多かったわけですが、無事お米についてはまあまあ出来が良かったようですので良かったと思います。今日は松本で大会があるということで、時間的には協議時間が短いわけですが、スムーズに進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

4番の宮澤委員さんと5番の中村委員さん、お願いいたします。

(議事)

<有賀会長>

それでは議事に入ります。議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願いいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の表をご覧ください。

辰野町大字伊那富…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富字山腰…番…、地目は畑、面積1300㎡、および大字伊那富字山腰…番、地目は畑、面積29㎡を、辰野町大字伊那富…番地にお住まいのBさんが取得するものです。

譲渡人のAさんは労働力不足により耕作が困難となったため、申請地の隣地を耕作しているBさんへ所有権を移転したい計画です。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は366アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見書をいただいております。

<宮澤委員>

この畑は以前からBさんが隣の畑ということでおじいさんの代から梨園を引き継いで管理していき、以前の地籍調査によってきちんと境がありましたので問題はないと思います。梨の園が引き続いていて作業がしやすいということでこのような状況になったと思いますので、ご審議をお願いします。

<有賀会長>

Cさんがやっていて、亡くなったので息子さんにということですが、経験がないのでBさんをお願いするということで話がついてることなので。この件について何かございますでしょうか？ なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第1号、5条の規定による許可について、1番～3番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、使用貸借権の設定でございます。地図は1枚目の裏を、配置図は2枚目の表をご覧ください。

辰野町大字小野…番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字小野字上ノ原…番…、地目は畑、面積132㎡を、辰野町大字小野…番地にお住まいのB

さんが借り受け、住宅敷地の拡張をするための申請でございます。

譲渡人のAさんと譲受人のBさんは親子で申請地隣接の住宅にて同居しておりますが、このたび宅地を拡張し住宅を建て替えたい計画であります。既存の宅地とあわせた全体面積は531.47㎡となります。なお、現在のご自宅に住みながら新居を建築するため、既存の住宅は竣工後に解体し、土地は駐車場および庭としての利用を予定しています。

申請地は JR 小野駅から概ね300m以内の農地法第5条第2項第1号口の（1）の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、中村委員、中村推進委員から意見をいただいております。

<中村委員>

詳細につきましては事務局から説明のあったとおりです。既存の住宅の裏側の申請地に新居を新築いたしまして、建築後に既存の建物を解体して駐車場等にするということですので、なんら問題はないと思います。よろしく申し上げます。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら、よろしかったら挙手をお願いします。（全員挙手）ありがとうございました。次をお願いします。

<唐澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2枚目の裏を、配置図は3枚目の表をご覧ください。

辰野町大字平出…番地…にお住まいのCさんが所有いたします、大字平出…番…、地目は田、面積150㎡を、辰野町大字平出…番地…にお住まいのDさんが取得し、住宅敷地を拡張するための申請でございます。

譲受人は現在、申請地北側の地図で色塗りをした箇所の住宅に生活しておりますが、駐車場が不足しているため、近隣の土地を探しておりました。このたび譲渡人のCさんから申請地および進入路として隣接の宅地を譲り受け、自家用車2台分の車庫を新設したい計画であります。既存の宅地とあわせた全体面積は574.17㎡であります。

申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域内にありますので、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては小島委員、新村委員から意見書をいただいております。

<小島委員>

この案件につきましては去る10月19日に譲渡人のCさんから内容説明をうけて新村委員さんとともに確認をいたしました。地図のとおり、(場所の説明)。周辺は住宅が立ち並んでおりまして、譲受人の敷地に隣接するという点でただ今説明のあったとおりです。境界等につきましてははっきりしており、東西に道路が通っておりましてなんら問題はないと判断いたしました。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら、よろしかったら挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。次をお願いします。

<唐澤事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3枚目の裏を、配置図は4枚目の表をご覧ください。

東京都町田市南町田…丁目…番…にお住まいのEさんが所有いたします、大字赤羽…番…、地目は田、面積771㎡を、上田市中丸子…番地…に所在するF有限会社が取得し、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。

譲渡人のEさんは県外にお住まいであり、遠方のため耕作および管理が困難であるため農地の有効活用を考えておりました。譲受人のF有限会社は、申請地に太陽光パネル339枚を設置し、売電を行いたい計画です。

なお、申請地は公道に接しておりませんが、土地所有者からの同意を得て、申請地東側、地図で色塗りをした部分を進入路として利用する計画であります。

申請地は宅地に囲まれた10ha未滿の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、漆戸推進委員、小島推進委員から意見をいただいております。

<漆戸推進委員>

現地は10月19日に小島委員と確認をいたしました。申請事由等は説明のとおりであります。(場所の説明)土地改良もされていないような地区であります。1枚の田んぼだったようですが分筆してこのように太陽光発電に変えると。この持ち主も聞くところによると遺産でもらったが遠くに住んでいてどうにもならないというようなことだそうでございます。この周辺の土地の境ですが、地籍調査の済んだ所でございますので、杭は確認できました。ただ架線改修をしております、南側の部分はまだ杭打ちがされておりませんので改修後に杭が入るということであります。進入路がないわけでございますが、土地所有者の承諾を得て工事に入るということであります。以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら。遺産で分けてもらったような土地であるようですけど、太陽光ということで少しでも荒廃農地が減ればと思っていますけれど。よろしかったら挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。次をお願いします。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<唐澤事務局次長>

利用権の設定であります。計7件、14筆、面積は16,162㎡、詳細は議案書の通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<有賀会長>

これについて何かご質問がありましたら。よろしいですかね。では挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。次をお願いします。

【議案第3号、非農地の承認について】

<唐澤事務局次長>

非農地証明の申請であります。地図は4枚目の裏を、配置図は5枚目の表をご覧ください。

辰野町大字伊那富…番地…にお住まいのAさん所有の大字伊那富字竹ノ下…番…、9.46㎡について申請がありました。登記地目は畑、現況は宅地となっております。

本件に関しましては、隣接地の所有者であるBさんが平成10年10月に自営の工場を建築し利用しておりましたが、このたび土地および建物を（地区名）区防災倉庫として区に寄付するため現地調査を行ったところ、Aさん所有の農地にはみ出していることが判明しました。そこで申請地を分筆し、地目を畑から宅地に変更したい計画であります。

申請地は建物を建築して宅地として利用されてから20年以上が経過しており、農地に復元するのは容易ではなく農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われます。この件につきましては、中條推進委員、原委員に現地をご確認いただいております。

<中條推進委員>

事務局が言った内容そのものなのですが、原委員とC司法書士と3人で現地調査に行ってきました。この地図で見てわかるように、コンクリートからはみ出たものが、（地区名）の防災倉庫として寄付にあたって現地調査ということで判明したということです。これについては分筆して地目変更してやりたいということでして確認してまいりました。

<有賀会長>

これについて何かご質問がありましたら、よろしかったら挙手をお願いします。（全員挙手）ありがとうございました。次をお願いします。

【議案第4号、農地法第3条2項第5号の規定による下限面積について】

<唐澤事務局次長>

空き家に付随した農地に関しまして、下限面積を1アールとする申し出であります。地図は5枚目の裏を、また、空き家の情報に関しましては6枚目の表をご覧ください。

農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する区域は辰野町大字伊那富…番…です。

詳細は議案書のとおりであります。申請地は空き家バンクに登録した物件に隣接する農地であり、農業委員会で別に定めております要件を満たしておりますので、新たに1筆を設定区域としたいと考えております。

なお、申請地は平成14年2月に作業所兼店舗用地として農地法5条の許可を受け現在の所有者が取得しております。許可後の状況変化により、現在まで事業に着手しておらず今後の利用も見込まれないことから、事業計画を変更し農地として売買を行いたい計画です。こちらに関しましては、農地の取得者が決定し農地法3条の申請を行う際に、併せて農地転用事業の計画変更届をご提出いただくこととなっております。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員に現地をご確認いただいております。

<宮澤委員>

報告いたします。10月31日に有賀委員と唐澤事務局次長と3人で現地を見てまいりました。写真にも載っているとおり、家は今は誰も住んでいませんけれどもきれいな家で、それに付随した土地が今回でているわけですが、結構広い農地です。場所はこの家の南を通らないと入れないという場所ですが、きれいに整備されていて問題はないかと思って確認してきました。

<有賀会長>

農地が坂になっています。以前はAさんが借りていて、その後Bさんが買ひまして、日曜日のたびに夫婦で来ていましたけれど、奥さんが転んで怪我をしてしまったということで新宿にまた帰ってしまったために空き家になっています。この農地は非常にきれいになっていて荒廢地には見えませんでしたので、買う方もいいんじゃないかなと思います。これについて何かご質問がありましたら、もしこの中で買う人がいたら是非手を上げていただいて。

<中村委員>

買い手は決まっているんだよね？

<事務局 横内>

買い手はまだこれからです。農地と宅地をセットで売り出すということです。下限面積を下げているので移住者とかまったく農業をやったことがない人でも要件的には買えるということです。

<有賀会長>

この家の下の畑は家を通っていかないと道がないので、付随して買ってもらったほうが有効的に使えるんじゃないかと思います。よろしかったら挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。次をお願いします。

【議案第5号、地籍調査における登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について】

<唐澤事務局次長>

この件につきましては、先月、議案を提出させていただいておりましたが、確認不足もあり今月改めて提出させていただきます。

地籍調査に伴う地目認定であります。地籍調査の担当より現況が農地であるか否か、転用許可がなされているか、原状回復命令が発せられる見込みについて回答を求められております。今回は下辰野地区の22筆の農地に関しまして申請がありました。詳細につきましては議案書に記載されております農地地目変動調書のとおりであります。

栗林推進委員、宮原職務代理、事務局にて現地確認を行った結果、大字辰野字大島張…番…、字築尻…番…、…番…、…番…、…番…については転用許可がされております。大字辰野字荒井田…番…については転用許可がされておりますが、事業に着手しておらず、現況は畑として利用されている。その他の地番については、転用許可はされておらず、原状回復命令が発せられる見込みはありません。

なお、先月ご指摘いただきました大字辰野字荒井田…番…については、所有者でありますAより農地転用の進捗状況報告書の提出がありましたが、転用事業は完了しておらず、今後事業に着手するとのことであります。現在までに

事業が完了していないため地目変更には同意できない旨、地籍調査担当へ回答したいと思います。以上です。

<有賀会長>

これについて何かご質問がありましたら、よろしかったら挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。次をお願いします。

報告事項

<唐澤事務局次長>

それでは報告事項であります。農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが2件、議案書のとおりでございます。

その他

○農業功績者表彰・農業名人認定候補者の推薦について(別紙参照)

(一ノ瀬局長推薦)・・「川島のそば打ちの会」

地域振興、地域の信望が厚いとか、生活等の実践集団という観点から。年末に一人暮らし老人へ年越しそばを配ったり、紅葉まつりへの出展等活躍している。次の総会時までには知らせてほしい。積極的にノミネートしてもらいたい。

(宮澤委員)・・「神戸集落」は？ →H25に功績者表彰を受けている

○意見書の提出について(別紙参照) 唐澤事務局次長説明

法律第38条の第1項・・昭和26年法律第88号で農業委員会に関する法律が制定
農業委員会はその所掌事務の遂行を通じて得られた地権に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ広角的に実施するため、必要と認められるときは農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、実施するまたは実施する関係行政機関または関係地方公共団体に対し農地利用最適化推進施策についての具体的な意見を提出しなければならないという義務行為になっている。地方公共団体においては、前項の行政機関は農地利用最適化推進施策の企画立案または実施にあたっては同項の規定により提出された意見を考慮しなければならないということが規定されている。

農業委員の報酬について、上伊那郡内、岡谷市など近隣の農業委員の報酬、農

地利用最適化推進委員の報酬について調査したところ、額に差があるものの農業委員と推進委員の報酬については差はない。辰野町だけが報酬に差があるという状況である。農地利用最適化推進委員は平成 28 年 4 月に改正農業委員会法が制定された際に農業委員会の業務の中に農地利用の集積集約化、遊休荒廃地の発生防止・解消、新規参入の促進といった農地利用の最適化の推進が必須業務として位置づけられたことにより、農地利用最適化推進委員を設けるということが定められた。それに基づき、新しい農業委員会の体制ということで、辰野町において現在の体制にて任命した。3 年前になぜ辰野町だけがなぜ報酬に差を設けたのかは定かではないが、政策的な業務に違いがあるからということで決まったと聞いている。事務局としてみなさんの活動に接していく中で、農業委員と推進委員とが一緒になって活動していただいているので、基本的には報酬は同じにしたほうがいいのではないかと考えている。陳情の内容で問題ないと考えている。

農地パトロールの結果だが、平成 30 年度の集計結果はまだ出ていない。遊休荒廃地の変化については、平成 28 年から平成 29 年にかけて A 判定、B 判定ともに増加している現状である。

< 栗林推進委員 >

意見書にはえごまの活動について文章にて載せたうえで、さらにこういう課題があるんだということを述べたほうがいいのではないかと。報酬についてもタブレットについても、他市町村の具体的な資料をもとに、農業委員会として気持ちを共有し町長に提出することが大事なのでは。委員数の増員を提案するとあるが、3 年前に農業委員、推進委員を決めるときに区を交えて協議した人数であるので、どこがどのくらい必要なのか具体的に明記したほうがいい。委員の中で共通の認識をもって意見書をまとめていったほうがいいと思う。

< 宮原職務代理 >

この意見書は範囲が広いので、「活動に見合った報酬額」というのもっと具体的なことまで載せるのか、内容をどこまで厚くするか。

< 栗林推進委員 >

委員の認識として、どういうことでこの意見書を出すのか、共通の気持ちをまとめていなくてはいけない。

<小澤推進委員>

意見書は1年目、2年目はなかったが、最後の年だからこういうことをやるのか？農業委員会は企画、立案をしていく具体的な意見を〜とあったが、この意見書の内容では踏み込みが足りないと感じる。例えば、若者の支援の部分では学費補助等をするとか、具体的な広報活動を入れていったらどうか。報酬額に関しては他市町村との均衡をはかるくらいの内容でいいのではないかと。

<一ノ瀬事務局長>

辰野町は歴代こういう意見書は提出してこなかった。農業委員会の役割が最適化の関係についても非常に重要視されてきているし、農業事情がだいぶ変化してきているなかで、一番現場をよく知っていただく活動を3年間やっていただいたので、できれば3年目の区切りということで町としても農業委員会の足跡を残しながら要望していくのが必要だと思っていたので提案をした。委員の皆さんの意見を尊重しながら提出したい。

<中村委員>

内容を充実させるという意見があるが、会長が聞かれた時に答えられるようなメモを容易しておけばいいのかなと思う。最初に出す意見書としてはこれでいいのではないかと。タブレットについても箕輪や南箕輪は導入しているが辰野町はまだだとか、遊休荒廃地の対策についても、現農業委員会はえごま、その前はひまわり、その前は味噌作りをやってきたとか、会長が答えられるようなメモを用意しておけばいい。報酬については近隣の市町村が農業委員と推進委員に差がないということだったので、それは同じように活動してきているのでやはり差はないほうがいいが、額がどのようになっているのかについては、会長の手元にあったほうがいい。

<栗林推進委員>

具体的な例を最初から示したほうが説得力はあるのではないかと。こういうふうにしてほしいと明記したほうが進むのでは。

<有賀会長>

まとめてあらためて検討してもらおう。

<唐澤事務局次長>

文章にするしないを含め、今回口頭で言った内容は資料として委員の皆さんに配布し、再度検討していただきたい。

○遊休農地発生防止・解消対策(えごま)について(別紙資料参照)

白えごま 25kg 黒えごま 50kg収穫し、現在は古村委員長のお宅で乾燥中。

実の活用について(案)

- ・昨年同様、栽培希望者に実(黒えごま)の配布
- ・食の革命プロジェクトで2月計画中のイベント(地域食材のPR)にて提供
- ・町内飲食店への提供(葉だけでなく実や油も)
- ・委員のみなさんへ実と油、油を絞った後のパウダーを持ち帰っていただく

<中村委員>

飲食店への提供は無償? 搾油代等いただいたほうがいいのか?

<一ノ瀬事務局長>

油については実費相当分はいただくようにする。

<事務局 横内>

搾油希望の人には食の革命プロジェクトで詳細を検討中。決定したら新聞等でお知らせする

活動費用の使い方について(案)

- ・古村委員長へ予算の中から20000円管理の謝礼をお支払いする。
- ・残金は今後の搾油、製粉等に使用する。

利用前に実の洗浄、選別作業を分担してやりたいので、12月以降日程を連絡する。

ごみ取り作業は大変なので、カミーノ 山口さんの選別機を借りて選別する。

○次回委員会開催日:12月6日(水) 午前9時30分から 役場第3・4会議室

(閉会)

<宮原職務代理>

以上をもちまして総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、
これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印